

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームの基準等については1月の主管課長会議及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）（以下「省令案」という。）でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料12「小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）」のとおりである。

ファミリーホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示したが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一層の充実を図ることができるものと考えている。当該事業は新しい事業であることから、各自治体においてファミリーホームを今後実施したいという希望者がある場合には、手続きや実施時期等についてよく相談をしながら進めていただくようお願いする。

また、ファミリーホームに入居した児童に係る障害児通園施設等の取扱いについては、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料10のとおりとしているため、障害児担当部局とも連携の上、適切に対応されたい。なお、児童デイサービスの利用についてもあわせて整理しているため、ご承知をお願いしたい。

(4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要である。

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

改正児童福祉法による児童自立生活援助事業の見直しについては、1月の主管課長会議及び省令案でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料13「児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）」のとおりである。